社会福祉法人静岡ホーム役員等報酬等規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人静岡ホーム（以下「法人」という。）の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

（定義）

第２条　この規程で「役員」とは、理事及び監事をいう。

（理事会及び評議員会への出席報酬等）

第３条　役員が理事会に出席したときは、別表１により報酬等を支給する。

２　役員及び評議員が評議員会に出席したときは、別表１により報酬等を支給する。

（理事長及び理事の業務報酬等）

第４条　理事長及び理事長の命を受けた理事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務に当たったときは、別表２により報酬等を支給する。

（監事の報酬等）

第５条　監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会い又は運営状況の指導若しくは監査の業務に当たったときは、別表２により報酬等を支給する。

（評議員選任・解任委員会への出席報酬等）

第６条　評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表１により報酬等を支給する。

（苦情解決第三者委員の報酬等）

第７条　苦情解決第三者委員が法人及び施設に係る苦情処理の業務に当たったときは、別表２により報酬等を支給する。

（出張旅費等）

第８条　役員が法人及び施設の業務のため出張したときは、別表３により報酬及び旅費を支給する。

（兼務理事）

第９条　職員を兼務する理事は、この規程は適用しない。

附　則

１　この規程は、平成 29 年６月 19 日から施行する。

２　社会福祉法人静岡ホーム役員等旅費支給内規（平成５年４月１日施行）は、廃止する。

３　社会福祉法人静岡ホーム理事・監事・評議員にかかる慶弔規程内規（平成９年３月施行）は、廃止する。
４　この改正は、令和４年３月25日から施行する。
５　この改正は、令和６年４月１日から施行する。

別表１（第３条・第６条関係）

区　分	報酬額（日額・源泉所得税控除後）	費用弁償	支給方法
理事会出席報酬等	10,000円	交通機関利用者　　実費 交通用具利用者（２㎞以上の者）　１㎞ごと50円	出席の都度
評議員会出席報酬等			
評議員選任・解任委員会出席報酬等			

別表２（第４条・第５条・第７条関係）

区　分		報酬額（日額・源泉所得税控除後）	費用弁償	支給方法
理事長及び理事業務報酬等		10,000円	交通機関利用者　　実費 交通用具利用者（２㎞以上の者）　１㎞ごと50円	業務に当たった都度
監事業務報酬等	監事監査	15,000円		
	その他業務	10,000円		
苦情解決第三者委員業務報酬等		10,000円		

別表３（第８条関係）

区　分	報酬額（日額・源泉所得税控除後）	旅費			支給方法
		交通費	宿泊費	その他	
役員出張旅費等	15,000円	実費	実費	実費	出張の都度